

第19期

第20回

総会議事録

令和4年12月20日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年12月20日(火)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	欠席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨

【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治

【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡

【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主任】 影山 葉子

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時20分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

池上 慎一郎

署名人

濱尾 文博

事務局	<p>ただいまより、第20回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、中尾一明委員、黒澤大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。ご苦労様です。</p> <p>一昨日の夜から昨日にかけて、かなり大雪になりまして足元の悪い中、出席ありがとうございました。</p> <p>本日はこの後、意見交換会がありますので慎重審議のうえ、進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>8番 池上 慎一郎 委員</p> <p>16番 濱尾 文博 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の影山葉子主任を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書に訂正が3か所あります。</p> <p>まず1ページをお開きください。安積1番の渡し人と受け人の経営面積が253.47aとなります。</p> <p>次に4ページをお開きください。安積2番の農地区分が2と</p>

	<p>なっていますが、1になります。</p> <p>お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、子への贈与です。</p> <p>受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について、付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、労力不足、経営拡大です。</p> <p>受け人は須賀川市に在住しており、近くに農地2,160㎡を借りて野菜を作っています。</p> <p>須賀川市の耕作証明書が添付されております。</p>

	<p>12月6日に現地を調査しました。きれいに管理されていました。</p> <p>受け人によりますと、申請地にブルーベリーを栽培することです。本人と2名の男性を雇用して作業します。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、息子、娘2人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)

議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について、付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が使用貸人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>使用借人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議長	<p>次に5番 1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。

	<p>12月10日に現地を確認して来ました。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と家族が農作業に従事します。</p> <p>申請地の周辺は受け人の農地が隣接しており、</p> <p>また周辺農地と調和のとれた利用状況で適正に管理されています。</p> <p>全部効率要件、農作業常時従事要件、</p> <p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p> <p>該当する事項はありませんでしたので</p> <p>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>5番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>議長交代します。</p>
議長	<p>議長交代しました。</p> <p>次に、6番 1件について、付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>12月8日に農業委員会会議室で、佐久間会長、吉田職代、</p> <p>事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>本件は9月20日の総会で、空き家に付随した農地として</p> <p>指定された農地です。</p> <p>今回空き家とともに受け人が取得したいとのことでした。</p> <p>農地には玉ねぎ、なすなどの家庭用野菜を農作業の経験のある</p> <p>両親とともに育てたいとのことでした。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に</p> <p>該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。 次に、7番と8番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	7番と8番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	7番と8番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、7番と8番の 2件について

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、9番 1件について、付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>9番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業廃止、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。12月8日に現地調査及び 聴き取り調査を行いました。</p> <p>渡し人は相続により、土地を取得しましたが、 既に嫁いでおり、相続と同時に近隣の知り合いに農作業を 委託していました。今回、受託者が高齢のため受託できない ことになり、申請に至りました。</p> <p>受け人は申請地周辺に農地を所有し、農業を営んでいます。 渡し人の知人の依頼を受け、買うことにしました。</p> <p>また本年も水田として利用されており、 適正に管理されていました。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、10番 1件について、付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>10番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。</p> <p>受け人から聴き取り調査をしました。渡し人は体調が良くなく、渡し人から申請地の購入を依頼されたそうです。</p> <p>現地調査をしましたが、周囲は水田地域であり適正に管理されております。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、11番から13番までの 3件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番から13番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず、11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>次に、12番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、13番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番から13番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番から13番までの 3件について、許可と決します。</p> <p>次に、14番と15番の 2件について、付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>14番と15番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人、貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 12月8日に農業委員会会議室で、佐久間会長、吉田職代、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は以前、酪農家でありましたが、訳あって農地を手放しました。今回、家の前の畑を取得し、また15番の田んぼを借りて農業を始めるとのことです。 周囲は畑と田んぼであり、これまで通り野菜を作付けするそうです。作業は本人と妻が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>14番と15番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、14番と15番の 2件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>中央1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は資材置場です。</p> <p>12月14日に現地確認及び渡し人、受け人双方から聴き取り調査を行いました。受け人の社屋、駐車場に隣接する農地に資材置場を整備するもので、周辺は宅地化が進んでおり申請目的実現の確実性、更に周辺農地への営農条件の障害もないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場(これらの支所を含む。)並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲にある公共施設至近距離農地です。</p> <p>通常は施設の周囲500m以内ですが、宅地の面積が40%を超える場合、その割合が40%になるまで延長することができます。申請地は大槻行政センターから1,000m以内の距離にあり宅地の割合が52.0%ですので適用することができます。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが</p>

	<p>農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は駐車場です。</p> <p>農地区分は第1種農地です。申請地の西側は施設の駐車場であり、北側、東側、南側は一般市道になっています。</p> <p>よって、周辺農地へ影響を及ぼすおそれはありません。</p> <p>渡し人は高齢により、農作業に従事することが困難であります。</p> <p>隣接する土地は駐車場ですが、4月に引き続きの申請です。</p> <p>クリニックと介護施設の駐車場が混雑することから早急に改善することにしました。</p> <p>申請地は砕石を敷き詰めて利用するため、取水計画はなく、雨水は自然浸透と東側既存の側溝に流します。汚水、生活雑排水はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで</p>

	<p>甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>逢瀬3番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は携帯電話無線基地局の仮設資材置場及びクレーン設置のための一時転用です。</p> <p>作業は鉄板を敷いて行い、土砂の流出を防止します。</p> <p>周囲は使用貸人の農地で、営農条件に支障はないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、</p>

	<p>仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項 又は第9条第1項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>片平4番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農業用倉庫・駐車場です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 12月14日、使用貸人に聴き取りを行い申請内容の確認を行いました。 使用貸人は使用借人の同居する父親です。 申請目的実現の確実性については各種行政手続きが適正に 進んでおり、充分と思われれます。 同日、現地を確認しました。周辺農地への影響について 申請地は宅地を囲むような場所に位置しており、西側は水路を挟んで 申請人の自宅であります。北側は県道です。 また東側、南側は農地であります。集団農地の縁辺部で あるため農地の集団性を損なうものではありません。 雑排水は生じず、雨水は自然浸透のほか周辺農地との間には</p>

	<p>平坦地を設けているため流出のおそれはありません。</p> <p>併用地にある建物は周辺農地とは一定間隔、離れているため日照への影響はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は片平行政センターから300m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	喜久田5番について、調査の結果を報告いたします。

	<p>12月14日に現地を確認しました。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は仮設重機場及び駐車場です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>当該地の南と東は市道、県道で西側は安積疏水であり、北は住宅地で隣接する農地はありません。雨水は自然浸透、汚水の発生はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-bで宅地化の状況からみて、3-b-①から③に掲げる区域に該当することが見込まれる区域として、宅地化の状況が3-b-①に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である市街地近傍小集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決めます。</p> <p>議長交代いたします。</p>

議 長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、6番 1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>湖南6番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は携帯電話基地局設置に伴う仮設資材置場のための一時転用です。</p> <p>12月11日に現地調査を行いました。申請地の地目は畑であります。現在は休耕しております。</p> <p>草刈りはしており、適正に維持管理されています。</p> <p>近隣農地への被害防除については作業用地に鉄板を敷いて作業しますが、その下に養生シートを敷設し耕作面の保護及び土砂の流出を防止します。</p> <p>雨水は自然地下浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。</p> <p>周辺の農地は北、東、南側はなく西側に畑がありますが、申請地に防塵シートを設置して砂利等の飛散を防止し、周辺農地の営農に支障を及ぼさない措置を取ります。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく一時転用後に農地として利用できる状況に回復すると認められますので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は、許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決します。 次に、7番から9番までの 3件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	田村7番について、調査の結果を報告いたします。 12月15日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は郡山市上下水道局発注の水道管入れ替え工事に 伴う作業用重機置場のための一時転用です。 農地区分は農用地です。当該地の西側及び北側が道路、 東側が宅地で南側が水田で一段、高くなっています。 集団農地の縁辺部にあり、盛土・切土は行わず、 土砂流出のおそれはありません。 借地周辺にはネットフェンスを設け、出入口には鉄板を敷き 土地の損傷を防ぎます。建物を建てないので 日照障害はありません。 建物を建てない旨の念書、工事施工終了後の原状復帰に対する 確約書が添付されております。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 一時転用後に農地として利用できる状況に回復すると認められますので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 次に8番です。転用の目的は7番同様、作業用重機置場の ための一時転用です。農地区分は第1種農地と判断しました。 当該地の西側及び南側・東側が道路、北側が水田です。 借人及び事業計画は7番同様です。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 続いて9番です。12月16日に現地調査、聴き取り調査を行いました。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。

転用の目的は盛土のための一時転用です。
 農地区分は農用地です。当該地の西側が水路で南側及び東側が道路、北側が一段高い水田になっています。

貸人は3人の連名になっており、兄弟姉妹です。
 去年10月に母親が亡くなって、未だ相続が終わっていないため相続人3名での申請になっています。近く長男が相続する予定です。

当該地は道路から低く、くぼ地になっており耕作が困難です。
 稲作を行っていましたが収量が伸びず、生産性を考え盛土をして畑として活用する予定です。

盛土には土砂を活用し、表面30cmから50cmには良質の土を盛る予定です。その後畑にし、長男が露地野菜を栽培します。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>7番から9番までの 3件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>まず、7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で3番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、3番 同様です。</p> <p>次に、8番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一团の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる一時転用事業です。</p> <p>次に、9番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で</p>

	<p>3番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、</p> <p>3番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>7番から9番までの 3件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番から9番までの 3件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>次に、10番 1件について付議いたします。</p> <p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>田村10番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は携帯電話基地局設置に伴う作業ヤードとして</p> <p>使用するための一時転用です。</p> <p>携帯基地局設置は公共事業のため、必要と考えられます。</p> <p>一時転用で工事完了後には原状回復します。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく</p> <p>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>10番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で</p> <p>3番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、</p> <p>3番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、11番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田11番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は携帯電話基地局設置に伴う作業ヤードとして 使用するための一時転用です。</p> <p>12月13日に現地調査をし、貸人に話を聞いて来ました。 農地区分は農用地です。工事にあたり、周囲に土留めを設置し、 土砂の流出を防ぎます。</p> <p>雨水は自然浸透とし、汚水は仮設トイレを使用します。 申請地の南側は農道、東側は市道、西側は本人所有地、 北側は本人の宅地で周辺への影響はないものと思います。 工事完了後の農地復元計画書が提出されております。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 3番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、 3番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、 委員の同居の親族が借人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番 1件について、利用権設定1件の申請があり 現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると 認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。古川委員。
古川 弘作 委員	使用借人の経営面積が3条と違うのはなぜでしょうか。
事務局	3条の経営面積は生計が別なので親子それぞれの経営面積を 載せました。集積は分離せずに記載しています。 3条の記載が適切であると思います。申し訳ありませんでした。
議 長	その他、ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	1番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に、3番と4番の 2件について付議いたします。 なお、この件につきましては、 委員が代表を務める会社が借人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	3番及び4番の2件について、利用権設定2件の申請があり 現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると 認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番と4番の 2件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番と4番の 2件について 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に、1番から11番までのうち 1番と3番、4番の3件を除く 8件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から11番までのうち 1番と、3番及び4番の3件を除く 8件については利用権設定1件、所有権移転7件の 申請があり、現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法

	第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。
藤田 稔 委員	利用権設定で、貸借期間が10年となっていますが これの定めがあるのでしょうか。最低期間はあるのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	明確な定めはありませんが、相談を受けた際には3年は 貸借していただきたいと話しています。
議長	藤田委員。
藤田 稔 委員	2年が出てきても認めない訳ではないということでしょうか。
事務局	認めないことはありません。 農地を担い手の方に集める趣旨の制度なので、3年程度は お願いしたいということです。
議長	その他、ありませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から11番までのうち 1番と3番、4番の3件を除く 8件について、承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から11番までのうち 1番と3番、4番の3件を除く 8件について、承認と決めます。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に 対する意見について」を議題といたします。 この件につきましては、私の同居の親族が 借受者の会社の代表取締役になっておりますので、 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、 議長を交代し、退席いたします。
	(会長が退席する)
吉田職代	議長交代いたしました。 事務局の説明を求めます。
事務局	別紙、農用地利用配分計画案をご覧ください。

	<p>令和4年12月5日付けで、郡山市長から意見を求められました。 農地中間管理機構からの貸付け1番 1件につきましては 農地中間管理機構と当初の借り受け人が合意解約した農地について 新たな借り受け人に貸し付けるものであり、 借り受け人の変更であります。</p> <p>配分計画の内容を調査したところ、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(意見交換を経て)
吉田職代	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	(なし)
吉田職代	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 退席委員の復席を求めます。</p>
	(会長が復席する)
吉田職代	議長交代いたします。
議長	<p>議長交代いたしました。 以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村1番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は地目変更です。 事務局とともに現地調査を行いました。 申請人は10数年前に相続により、土地所有者になりましたが 農業をする予定はありません。 また相続以前は申請人の夫が所有していましたが、 亡くなる数年前から農作業を行っておらず、20数年にわたり</p>

	<p>耕作放棄地となっていました。</p> <p>申請地は竹や雑木が繁茂し、傾斜地で細長い農地で山林と水路に囲まれており、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>次に、2番と3番の 2件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田2番と3番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず2番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>12月6日に事務局職員2名と現地調査しました。</p> <p>この土地は20数年前から耕作されておらず、現在は雑木に覆われその上急傾斜地のため、重機を入れても農地への復元は困難と思われます。周辺も雑木が生い茂り、周辺農地への影響もありません。</p> <p>次に3番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>同じく12月6日に事務局職員2名と現地調査しました。</p> <p>この土地も20数年前から耕作されておらず、雑木、笹に覆われ2番の隣の土地で2番同様です。周りも山林化しており周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>調査の結果、2番3番とも農地法第2条第1項の農地に該当しないと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	2番と3番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、 非農地と決めます。 次に、4番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	中田4番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 事務局と12月6日に現地調査を行いました。この土地は 30年以上耕作しておらず、申請人も地元には住んでいません。 周囲は雑木林で、畑は竹林になっており農地に復元することは 困難であると判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法 第3条第2項第5号の別段面積の指定解除について」を 議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	本年9月の総会で3条許可した案件です。 今回、所有権の移転登記が終わり、申請人から

	<p>指定解除申出書の提出がありました。</p> <p>郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第9条第3号の規定により、指定解除申出書の提出があったときは指定を解除することになっていきますので、解除相当と思われるが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>1番 1件について、別段面積の指定を解除することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、別段面積の指定を解除することに決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて議案第7号「令和5年度農業労働賃金標準額について」を議題といたします。</p> <p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から報告を求めます。</p>
鈴木 光一 委員長	<p>令和5年度農業労働賃金標準額について10月、11月の相談日に各地区で検討したものを11月24日の農地利用最適化推進委員会議で事前検討を行いました。</p> <p>内容は事務局から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>令和5年度農業労働賃金標準額については去る11月24日に事前検討を行い、その結果につきまして12月8日に郡山市農業労働賃金標準額改定会議において協議し、承認をいただきました。</p> <p>内容は議案第7号、別紙のとおりです。それでは案について説明いたします。</p> <p>参考資料をご覧ください。令和4年と5年の対照表です。</p>

始めに上段の臨時雇作業について、ご説明申し上げます。

1行目の田畑一般作業ですが、2行目のその他作業の1時間当たりの賃金を基に算出していますので、先に2行目のその他作業について説明いたします。

令和4年10月6日より、福島県最低労働賃金額が858円になったことを受け、最低労働賃金額の10円未満を切り上げとし、その他の作業は1時間当たり、860円としております。

それに伴い、田畑一般作業については860円に8時間をかけた6,880円とし、時間外給は860円に1.25を乗じ10円未満を切り上げた1,080円としております。

またオペレーター料金につきましても、賃金水準の上昇を踏まえるとともに各地区からの意見を勘案した結果、賃金につきましては1万円、時間外給は1時間当たりの単価に1.25を乗じ、10円未満を切り捨てた1,560円としております。

福島県最低賃金額が年の途中で改定された場合に備え、摘要欄に新たに、年度途中で最低賃金額の改定があった場合は、改定後の最低賃金額を参考にさせていただく旨の表記を追加しております。

次に草刈り作業についてですが、その他の作業の金額で請け負うには労働負荷と対価が見合わないとの意見を受け新たに項目を追加しております。

金額は既に草刈り作業を設定している他市町村を参考に肩掛式・背負式の場合は1時間1,500円、自走式・手押式の場合は1時間3,000円とし、機械は持ち込み1時間当たりの金額には燃料費を含むものとしております。

なお摘要欄に作業者は安全のため、刈取機取扱作業安全衛生教育を修了していることが望ましいことを記載しています。

次に下段の請負作業についてご説明いたします。事前要望の際に機械や燃料を必要とする作業については機械のメンテナンス代や燃料代の高騰を受け、増額した方がいいのではないかと意見も出されました。

しかしながら増額幅を数値化することが現状では困難であるとの意見を踏まえ、受託側の状況だけでなく、依頼側の状況も勘案し、すべての作業において令和5年標準額を据え置くことと

	<p>しております。</p> <p>なお賃金額の公表にあたりまして、これまで税抜きの価格で表記していましたが国税庁から総額表示義務が通達されていることを受け、令和5年より赤字で記載しています税込み価格で表記しています。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの鈴木 光一委員長からの報告及び事務局の説明に対しご意見、ご質問等ございませんか。濱津委員。</p>
濱津 洋一 委員	<p>毎年、標準額を見直す時に今ある価格というのは当然理論武装されていて、燃料が何%上がったから何%上げましょうと考えた時に、この金額では理論武装された形があってこの価格があるのか、そこがわからないと改定はなかなか難しいのかなと思いました。</p> <p>値上げ幅をどのように反映するかが難しいと思います。この金額は積み重なってできたものか、理論武装できているのであれば今後上げたり、下げたりする時に参考になるのかなと思いました。</p> <p>その辺、教えていただければと思います。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>この案を示すにあたりましては推進委員会議、改定会議の審議を経ております。</p> <p>ただいまご質問いただきました元々の金額ですが、平成17年から額は変わっていません。</p> <p>従いまして、平成17年時点でどのような形で今の金額が定められたか解明するのは難しい状況です。推進委員会議の中でも上げてはどうかとの意見も多数ありました。</p> <p>ただ上げ幅がどのぐらいが妥当なのか、燃料・資材が高騰しているので上げてしかるべきとのご意見もありましたけれども、果たしてどれぐらい上げるべきか、議論になりました。</p> <p>今後上げるにあたりましては、ただいまのご意見を踏まえ、ベースになっている金額がどのように算定されているのか、今後上げるべき時はどういった考えのもと、上げるべきか今後検討していきましょうという意見もいただきましたので、今回は据え置きにさせていただきます。</p> <p>来年に向けて検討させていただきたいと思います。</p>

議 長	この金額は平成17年以前から周辺の金額と摺合せしたり、頼む方と頼まれる方の中を取って出した金額で特に理論武装されている訳ではありません。藤田委員。
藤田 稔 委員	<p>これは標準額ですよ。基準ということでとらえています。地元でもこれを基に請負作業者が変えていってもいいんじゃないかと積算根拠については必要なことだと思いますが、毎年変更することは難しいと思いますので、審議する委員にお任せします。</p> <p>現実に運用するのは各作業員にお任せしていいんじゃないかと地元ではそういう話しになっています。標準額があると楽です。</p> <p>希望としては変更はあり得ると思いますが、頻繁に変える混乱の方が大きいと思いますので、慎重に変更をお願いしたいと思います。</p>
議 長	これは最低額です。下に当事者間で調整という付記があるのでお願いしたいと思います。委員長。
鈴木 光一 委員長	<p>今話があった件について、推進会議でも上げるべきだと提案してきた地区が結構ありました。</p> <p>ですが先ほど説明があったとおり、根拠がどこにあるのかと上げ幅をどのぐらいとったらいいいのか、精査できなかったのので来年以降、できる限り早い回から始め、根拠をきちんと提示した上で値上げをする形を取らないといけないと思いますのでご理解いただきたいと思います。</p>
議 長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p>
	(な し)
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番 1件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p>

	<p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から22番までの22件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から3番までの3件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。</p>
事務局	<p>農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、許可基準について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>12月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の決定として回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。その他ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第20回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第20回総会（令和4年12月20日開催）の概要

第3条 農地の異動は

15件で、田 35,073㎡ 畑 10,496㎡ でした。

第5条 農地の転用は

11件で、駐車場1件、資材置場1件、駐車場及び重機置場1件、農家用倉庫等1件、一時転用7件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。